

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的

平成25年と平成30年の住宅・土地統計調査によると、豊島区の空家率はそれぞれ15.8%と13.3%となっており23区内では最も高い数値となっています。

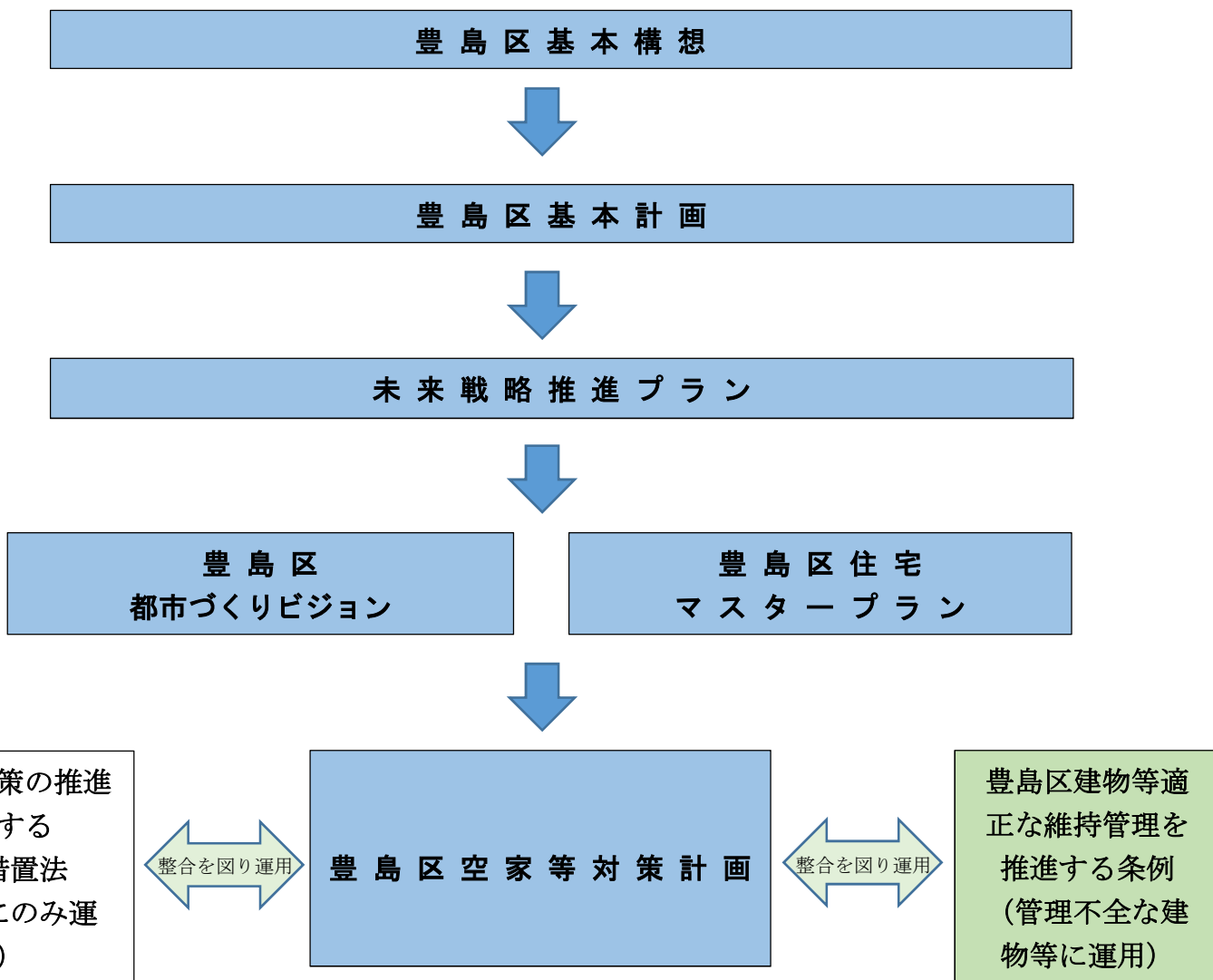
豊島区は、平成26年7月1日に、「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」（以下「適正管理条例」という。）を施行し、適性に管理されていない建物等が及ぼす様々な問題に取り組んでまいりました。

平成27年2月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が施行され、空家については区長が、「特別措置法」に基づき個人情報収集に関する権限が寄与されたとともに固定資産税の軽減措置を解除する勧告ができるようになったことで、以前と比較するとより徹底した調査ならび指導が行える様になったため、適正管理条例と特別措置法の整合性を図るために平成29年3月に豊島区空家等対策計画を策定しました。

このたび、この空家等対策計画を周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等の指導方法や地域活性化の観点から空家等の有効活用を図るための施策の記載を充実させるとともに、現状の空家等に対する対応状況を明確にすることで安心して住み続けられるまちづくりに資することを目的として改定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は特別措置法第6条に基づき策定するもので、特別措置法及び適正管理条例等との整合を図ります。



1-3 本計画の構成

本計画は次の5章で構成します。

第1章 計画の概要

豊島区空家等対策計画の策定に至る目的、計画の期間を明確にし、他の計画との位置づけ・関連性を示しています。

第2章 空家等の現状と課題

区内に存する空家を取り巻く現状、空き家が周囲へ与える影響、空家等の課題を示しています。

第3章 空家等対策の基本方針

本計画が対象とする空家の種類、対象とする地区を明確にするとともに、対策の基本方針を示しています。

第4章 空家等に対する取り組み

管理不全の空家等の指導方法、適正管理条例に基づく指導方法、空家に対する施策の詳細・取り組みを示しています。

第5章 特定空家等に対する取り組み

特別措置法に基づく特定空家等の判断基準、特定空家等の対策について示しています。

1-4 計画期間

計画期間は改定の日から5年とし、計画期間の終了の1年前までに空家・特定空家等の状況変化を踏まえ、計画内容の改定を検討し延長が必要と認められる場合は5年間延長します。また、社会情勢の変化、関連計画の改定等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

